

目次

- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第9条—第18条)
- 第3章 給水(第19条—第24条)
- 第4章 料金、加入金及び手数料(第25条—第39条)
- 第5章 管理(第40条—第45条)
- 第6章 貯水槽水道(第46条・第47条)
- 第7章 水道運営委員会(第48条—第50条)
- 第8章 補則(第51条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)に基づき、会津美里町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用の負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 給水区域は、会津美里町水道事業の設置に関する条例(平成17年会津美里町条例第172号)第2条第2項の定めるところによる。

(定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置(以下「専用栓」という。) 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置(以下「共用栓」という。) 公衆の用に供するもの
- (3) 私設消火栓 消火用に使用するもの

(共用栓の設置及び使用)

第5条 共用栓は、公営企業管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)が特に必要と認めるものでなければ設置し、又は使用することができない。

(給水装置の所有者の代理人)

第6条 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)が町内に居住しないとき、又は町長において必要があると認めたときは、所有者は、この条例の定める一切の事項を処理させるため町内に居住する者のうちから代理人を定め、管理者に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、給水装置の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 共用栓を使用するとき。

(2) その他町長が必要と認めたとき。

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第8条 所有者は、その家族、同居人、使用人その他の従業員等の行為についてもこの条例に定める責めを負わなければならない。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第9条 給水装置を新設し、改造し、修繕し(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)、又は撤去しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申込みについて必要と認めるときは、当該給水装置の新設、改造、修繕若しくは撤去(以下「工事」という。)に係る利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(工事の費用の負担)

第10条 前条第1項の規定による給水装置の工事の費用は、同項の規定により工事を申し込む者(以下「工事申込者」という。)の負担とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたものについては、町が費用の全部又は一部を負担することができる。

(工事の施行)

第11条 工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項に基づき指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事^{しゅん}竣工後に町長の検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第12条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のためのものと解釈してはならない。

4 工事(撤去を除く。以下この項において同じ。)をする者及びその工事を施工する者は、当該工事に係る給水装置の構造及び材質を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第5条に定める基準に適合させなければならない。

(工事費の算出方法)

第13条 町が施行する工事の費用は、次に掲げる費用の合計額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税相当額」という。)を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 材料費

(2) 運搬費

(3) 労力費

(4) 道路復旧費

(5) 工事監督費

(6) 間接経費

2 前項各号に規定するもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項の費用の算出に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の予納)

第14条 工事申込者は、設計により算出した工事費概算額を予納しなければならない。ただし、修繕工事その他管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算額は、工事^{しゅん}竣工後に精算する。

(工事費の分納)

第15条 前条第1項の規定による工事費概算額は、管理者が特に認めた場合に限り、分納することができる。この場合において、給水装置の所有権は、工事費の精算完納の日まで町に帰属する。

2 管理者は、前項の分納工事費が3箇月以内に納入されないときは、給水装置を撤去することができる。この場合において、既納の工事費は、還付しない。

3 前項の規定により給水装置を撤去した場合において、なお損害があるときは、工事申込者は、当該損害を賠償しなければならない。

(給水装置の管理)

第16条 所有者又は水道の使用者(以下「使用者」という。)は、善良な管理者の注意

をもって、給水装置を管理し、異常があると認めたときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、必要と認めたときは、前項の届出がなくても修繕その他必要な処置をすることができる。

3 前項の修繕その他必要な処置に要した費用は、所有者又は使用者の負担とする。ただし、管理者は、必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

(給水装置の変更)

第17条 管理者は、配水管の移転その他の理由によって、工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者又は使用者の同意がなくても当該工事を施工することができる。この場合において、工事に要する費用は、原因者が負担する。

(第三者の異議についての責任)

第18条 工事の施行に関し利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第19条 給水は、非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 前項の給水の制限又は停止のため、所有者又は使用者に損害を生ずることがあっても、町は、その責めを負わない。

(水道メーターの設置及び計量)

第20条 料金算定の基礎となる水量(以下「水量」という。)は、町の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、毎月1回点検する。ただし、管理者が必要と認めたときは、2箇月以上一括して点検することができる。

3 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

4 管理者は、メーターの位置が状況の変化により管理上不適当と認めたときは、所有者又は使用者に対してこれを変更させることができる。ただし、その費用は、所有者又は使用者の負担とする。

(メーターの貸与)

第21条 メーターは、管理者が設置し、所有者又は使用者に貸与する。

2 前項の規定により貸与を受けた者は、善良な管理者の注意のもとにメーターを管理しなければならない。

3 第1項の規定により貸与を受けた者は、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷した場合は、管理者が定める損害を弁償しなければならない。

(届出)

第22条 給水装置の所有者、使用者又は管理人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。ただし、第1号の給水装置の使用中止については、別に定める。

- (1) 給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止するとき。
- (2) 給水装置の口径に変更があったとき。
- (3) 消火演習に使用するとき。
- (4) 給水装置の所有者、使用者、代理人又は管理人の住所又は氏名に変更があったとき。

(消火栓の使用)

第23条 消火栓は、消火又は消火演習の場合のほか、使用してはならない。

- 2 前項の規定により消火栓を消火演習のために使用するときは、町職員の立会いを必要とする。

(給水装置及び水質)

第24条 給水装置又は供給する水質について所有者又は使用者から検査の請求があったときは、町において検査を行い、その結果を当該検査の請求者に通知する。

- 2 前項の検査において特別の費用を要するときは、それに要した費用を同項の請求者から徴収する。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の納付義務)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、使用者から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負う。

(料金)

第26条 料金は、別表第1に定める基本料金及び超過料金との合計額に消費税相当額を加えた額とする。

(料金の算定)

第27条 料金は、毎月定例日(料金の算定の基準としてあらかじめ町長が定めた日をいう。)に計量した使用水量をもって定例日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に計量することができる。

(使用水量の認定)

第28条 管理人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定し、料金を算定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金算定)

第29条 月の中途において給水装置の使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が15日以内で使用水量が基本水量の2分の1を超えない場合は、基

本料金の2分の1の額とする。ただし、基本水量の2分の1を超えるときは、1箇月とみなして算定する。

(2) 使用日数が16日以上の場合は、1箇月とみなす。

(口径変更による料金の算定)

第30条 月の中途においてメーターの口径に変更があった場合の料金は、その使用日数の多い方によって徴収する。ただし、使用日数が等しいときは、新しい方による。

(料金の前納)

第31条 管理者は、工事等の理由により一時的に給水装置を使用するとき、その他必要と認めるものについては、給水装置の使用申込みの際、管理者が定める料金概算額を前納させる。

2 前項の料金概算額は、給水装置の使用の中止又は廃止のときに精算し、過不足があるときは還付し、又は追徴する。

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、納入通知書、集金又は口座振替の方法により、使用者又は所有者から毎月徴収する。

2 給水装置の使用を中止し、廃止し、又は給水を停止したときは、その都度料金を算定し、徴収する。

(料金の徴収期限)

第33条 料金の徴収期限は、前条第2項の規定によるものを除き、料金算定の基準となる月の翌月末日限りとする。

2 管理者は、特別の事情がある場合において前項の徴収期限により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に徴収期限を定めることができる。

(督促)

第34条 管理者は、使用者が前条の徴収期限(以下「納期限」という。)までに料金を完納しないときは、納期限後20日以内に督促状を発付しなければならない。

(納付後の料金の増減)

第35条 料金の納付後その額の増減が生じたときは、その後差額を追徴し、又は還付する。この場合において、当該差額は、次回徴収の料金で精算することができる。

(手数料)

第36条 手数料は、別表第2の区分により申込者から申込みの際、徴収する。ただし、管理者が認めたときは、申込み後徴収することができる。

2 前項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

(料金等の減免)

第37条 管理者は、災害又は公益上特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

(加入金)

第38条 給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増やす場合に限る。以下この条において同じ。)をする者から水道加入金(以下「加入金」という。)を徴収する。

2 加入金の額は、次の表に掲げるメーターの口径の区分に応ずる金額に消費税相当額を加えた額とする。

メーター の口径	13ミリメ ートル	20ミリメ ートル	25ミリメ ートル	30ミリメ ートル	40ミリメ ートル	50ミリメ ートル	75ミリメ ートル
加入金	68,000円	97,000円	242,500 円	388,500 円	582,500 円	776,500 円	1,165,000 円

3 前項の規定にかかわらず、改造に係る加入金の額は、新口径に応ずる加入金の差額とする。

(加入金の納入)

第39条 加入金は、申込みと同時に納入するものとする。ただし、管理者は、必要と認めたときは、別に納入期日を指定することができる。

第5章 管理

(検査及び費用負担)

第40条 管理者は、管理上必要があると認めたときは、給水装置を随時検査し、所有者又は使用者に適切な措置をするよう指示することができる。

2 前項の指示を受けた所有者又は使用者が同項の措置をしないときは、管理者がその措置を行うことができる。

3 前項の措置に要した費用は、当該措置に係る所有者又は使用者の負担とする。

(基準の違反に対する措置)

第41条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第42条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第13条及び第20条第4項の工事費、第16条第3項の修繕費、第26条の料金又は第36条の手数料その他この条例の規定により納付する金額を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当の理由がなくて、第27条の使用水量の計量又は第40条

の検査を拒み、又は妨げたとき。

- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第43条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。
- (過料)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第9条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕し(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)、又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第20条第3項のメーターの設置、第27条の使用水量の計量、第40条の検査又は第42条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第16条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第26条の料金、第36条の手数料又は第38条の加入金の徴収を免れようとして、詐欺その他の不正行為をした者
- (料金等を免れた者に対する過料)

第45条 詐欺その他の不正の行為によって第26条の料金、第36条の手数料又は第38条の加入金の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第46条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第47条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 水道運営委員会

(運営委員会の設置)

第48条 会津美里町水道事業の運営及び拡張整備計画を審議するため、会津美里町水道事業運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員の定数)

第49条 委員会の委員の定数は、20人以内とする。

2 委員の構成については、管理者が別に定める。

(委任)

第50条 委員会の事務に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第8章 補則

(委任)

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、会津高田町水道事業給水条例(昭和50年会津高田町条例第26号)又は会津本郷町給水条例(平成9年会津本郷町条例第43号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに支払うべき理由を生じた工事費、修繕費、料金、手数料及び加入金については、なお合併前の条例の例による。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(平成18年4月30日までの料金の特例)

5 第26条の規定にかかわらず、施行日から平成18年4月30日までの間の料金は、高田地域に住所を有する者にあつては附則別表第1に、本郷地域に住所を有する者にあつては附則別表第2に定めるところによる。

附則別表第1(附則第5項関係)

1 料金

区分	用途		基本料金(1箇月につき)		超過料金
			基本水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 当たり(円)
専用給水装置	一般用	A	12	2,520	210
		B	25	5,250	210
	団体営業用	A	12	2,520	210
		B	25	5,250	210

	浴場営業用	200	34,650	210
	臨時用	1	472	472
	プール用	200	34,650	210
共用給水装置	公共用	12	2,520	210

2 メーター使用料(1個1箇月につき)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm
使用料	63円	126円	136円	220円	252円	1,543円

3 用途基準は、次のとおりとする。

専用給水装置	一般用	A	一般家庭でメーターの口径が13mmのもの
		B	一般家庭でメーターの口径が20mmのもの
	団体営業用	A	官公署、学校、病院、事業所及び営業を営む業種でメーター口径が13mmのもの
		B	官公署、学校、病院、事業所及び営業を営む業種でメーター口径が20mmのもの
	浴場営業用		公衆浴場に使用するものでメーター口径が20mm以上のもの
	臨時用		工事又は一時的に使用するもの
	プール用		プールとして施設されているところで使用するもの
共用給水装置	公共用		主として公園等で使用するものでメーター口径が13mmのもの

附則別表第2(附則第5項関係)

1 料金

区分	用途	基本料金(1箇月につき)		超過料金 1m ³ 当たり(円)
		基本水量(m ³)	料金(円)	
専用栓	一般家事用	10	2,000	220
	営業用(小口)	20	3,800	220
	営業用(大口)	100	17,980	220
	浴場営業用	200	20,070	220
	臨時用	10	4,090	220
共用栓	一般家事用	10	1,130	140

2 メーター使用料(1個1箇月につき)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用料	80円	180円	260円	350円	620円	2,030円	2,540円

附 則(平成24年3月26日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(会津美里町新鶴簡易水道事業給水条例の廃止に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行日の前日までに、廃止前の会津美里町新鶴簡易水道事業給水条例(平成17年会津美里町条例第177号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の会津美里町水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年1月17日条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成28年9月23日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の会津美里町水道事業給水条例の規定は、平成29年5月分の水道料金から適用し、平成29年4月分までの水道料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月13日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月29日条例第18号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年6月13日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第26条関係)

口径	基本水量	基本料金	超過料金
13ミリメートル	10立方メートル	2,280円	使用水量11立方メートルから40立方メートルまで1立方メートルにつき210円、41立方メートル以上1立方メートルにつき230円
20ミリメートル		2,520円	
25ミリメートル		3,440円	
30ミリメートル		4,880円	
40ミリメートル		9,200円	
50ミリメートル		15,200円	
75ミリメートル		36,800円	
100ミリメートル		54,320円	

別表第2(第36条関係)

- 1 設計審査手数料(1件について)

区分	手数料
工事費100,000円未満	1,000円
工事費100,000円以上300,000円未満	2,000円
工事費300,000円以上500,000円未満	3,000円
工事費500,000円以上	4,000円

2 竣^{しゅん}工検査手数料(1件について)

区分	手数料
工事費100,000円未満	2,000円
工事費100,000円以上300,000円未満	3,000円
工事費300,000円以上500,000円未満	4,000円
工事費500,000円以上	5,000円

3 消火演習立会手数料

1 基について1,500円とし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日並びに会津美里町の執務時間を定める規則(平成17年会津美里町規則第1号)に定める執務時間外(以下これらを「日曜日等」という。)の場合は、5割増しとする。ただし、1回の使用時間は、10分以内とする。

4 第11条第1項の指定及び更新をするときの手数料 1件について10,000円

5 各種証明手数料 1件について200円

6 廃止届手数料 1件について600円(日曜日等は、600円増しとする。)

7 開始届、中止届の手数料 1件について600円(日曜日等は、600円増しとする。)